

草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱

	平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1978 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
改正	平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2398 号
改正	平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2568 号
改正	平成 25 年 5 月 16 日付け 24 生畜第 2542 号
改正	平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生畜第 1999 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1953 号
最終改正	平成 30 年 3 月 29 日付け 29 生畜第 1216 号

(通則)

第 1 草地生産性向上対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、草地生産性向上対策事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1976 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 本補助金は、不安定な気象に対応したリスク分散のための技術導入等による草地改良の取組に対して支援することにより、生産性の低い草地から安定的な高収量生産の確保につながる生産性の高い草地又は高収量作物作付地への転換を進めることを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 4 に掲げる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う草地生産性向上対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書正副2部を補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

（交付申請書類の提出期限）

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第6 地方農政局長は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長に提出しなければならない。

（契約等）

第8 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長に提出しなければならない。

ただし、上記の提出以前に実績報告書を提出している場合は、改めて提出する必要はない。

- 2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

- 2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場

合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第14 地方農政局長は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第15 地方農政局長は、第9第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命

ずるものとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第18 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。

- 2 平成 26 年度に 2 か年の高位生産草地等転換計画の承認を受け、かつ、平成 27 年度においても事業を実施することを予定している地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け生畜第 1216 号）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (第3関係)

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更
			事業の内容の変更
飼料自給率向上対策費補助金	<p>草地生産性向上対策事業</p> <p>リスク分散型草地改良推進</p> <p>リスク分散型草地改良に関連して行う以下の取組に要する経費</p>		<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p>
	<p>1 調査分析に要する経費</p> <p>(1) 土壌分析</p> <p>(2) 飼料分析</p> <p>(3) 堆肥分析</p> <p>(4) 土壌硬度測定</p> <p>(5) 概況調査</p>	1/2以内	<p>3 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
	<p>2 リスク分散型草地改良の取組に要する経費</p>	1/2以内(10a当たり1.7万円を限度とする。ただし、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出、その他やむを得ない事情が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。)	
	<p>3 技術普及に要する経費</p>	1/2以内	

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度草地生産性向上対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、下記のとおり草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱第4第1項の規定により、補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

（記載要領）

- 1 計画承認の事業内容から軽微な変更がある場合は、変更箇所を加筆修正して提出すること。
- 2 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

区 分	事業参加者戸数	転換面積	備 考
高位生産草地	戸	ha	
高収量作物	戸	ha	
合 計	(実戸数) 戸	ha	

※1 事業参加者の合計は、実戸数を記載のこと

※2 生産性の低い草地を、生産性の高い草地へ転換する場合は高位生産草地の区分に、高収量作物へ転換する場合は高収量作物の区分に、それぞれ分けて記入すること（以下同じ）。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A) + (B))	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
草地生産性向上対策事業	円	円	円	
1 調査分析に要する経費				
2 リスク分散型草地改良の取組 に要する経費				
3 技術普及に要する経費				
合 計				

※1 区分の欄は、別表の経費の欄を記載する。また、必要に応じて積算内容を記載する。

※2 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
草地生産性向上対策事業	円	円	円	円	
1 調査分析に要する経費					
2 リスク分散型草地改良 の取組に要する経費					
3 技術普及に要する経費					
合 計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内容を記載する。

Ⅵ 添付書類

- 1 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- 2 委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 3 事業費集計表（別紙1）
- 4 実施設計書（別紙2）

※その他農政局長等の求めに応じ、根拠資料を添付すること。

3 技術普及

事業費(円)					補助金
圃場展示 器具	会議・ 研修会	普及資料 作成	その他	計	

(別紙2) 平成〇〇年度草地生産性向上対策事業費 実施設計書

地区名		農家番号		参加者氏名	
-----	--	------	--	-------	--

種類	No.	目的	No	目的	圃場番号	
				1	完全更新	施工面積
			2	簡易更新		
			3	高収量作物()		

※高収量作物は作物名を記載する。

1 調査分析費

区分	分析内容	単価	数量(点)	計
転換前	土壌分析			
	飼料分析			
	堆肥分析			
	概況調査			
	土壌硬度測定			
	小計			
転換後	土壌分析			
	飼料分析			
	概況調査			
	土壌硬度測定			
	小計			
計	土壌分析			
	飼料分析			
	堆肥分析			
	概況調査			
	土壌硬度測定			
	合計			

2 転換施工費

施工区分	使用作業機械名	施工面積 (ha)	単価 (円/ha)	施工費 (円)	消費税 (円)	委託費(円) (消費税込)
合計						

施工区分：除草剤散布、施肥、播種、鎮圧作業等を記載する。

3 資材費

区分	資材区分	名称	単位 (ha・L/袋)	投入量 (袋・kg・L)	投入量 /ha	単価 (円/袋・kg)	資材費内訳 (円)	資材費計 (円)
種子								
	小計							
肥料								
	小計							
土 改 材								
	小計							
そ の 他								
	小計							
合 計								

4 転換事業費計

区 分	事業費(円)
転換施工費 計	
資材費 計	
種子費 計	
肥料費 計	
土改材費計	
その他 計	
合 計	

5 その他添付する資料

- ・ 土壌診断書
- ・ 施肥設計書
- (・ 土壌硬度測定を行う場合は、土壌硬度測定に係る書類)

別記様式第2号（第8関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名
印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度草地生産性向上対策事業費補助金変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱第9第1項の規定に基づき申請する。

記

変更理由

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「I 事業の目的」を「I 変更（中止又は廃止）の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書又は計画承認を受けた計画書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 3 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき申請する」を「草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱第4及び第9の規定に基づき、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する」とすること。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度草地生産性向上対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3・四半期までに 完了したもの		第4・四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（調査分析費、転換施工費、資材費等）を記載すること。

別記様式第5号（第13の1関係）

平成〇〇年度草地生産性向上対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

（記載要領）

- 1 軽微な変更があった場合は、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があった場合、変更内容を添付すること。

I 事業実施内容

II 事業の内容及び実績

区 分	事業参加者戸数	転換面積	備 考
高位生産草地	戸	ha	
高収量作物	戸	ha	
合 計	(実戸数) 戸	ha	

※ 事業参加者の合計は、実戸数を記載のこと

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
草地生産性向上対策事業	円	円	円	
1 調査分析に要した経費				
2 リスク分散型草地改良の取組 に要した経費				
3 技術普及に要した経費				
合 計				

※1 区分の欄は、別表の経費の欄を記載する。また、必要に応じて積算内容を記載する。

※2 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

Ⅳ 事業完了 年 月 日

Ⅴ 収支精算

1 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
草地生産性向上対策事業	円	円	円	円	
1 調査分析に要した経費					
2 リスク分散型草地改良 の取組に要した経費					
3 技術普及に要した経費					
合 計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

Ⅵ 地区検査調書

費 目	区分	事業費	完了年月日	完了検査		備 考
				検査年月日	検査責任者 職氏名	
1 調査分析経費		円				
2 リスク分散型 草地改良の取組 経費		円				
3 技術普及経費						

※区分の欄は、積算内容を記載する。

VII 添付書類

- 1 事業費集計表（別紙1）
- 2 出来高設計書（別紙2）
- 3 支出証憑書類（支払経費ごとの内訳を記載した一覧表）（別紙3）
- 4 完了写真
- 5 委託契約書（交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写しを添付する）

※その他農政局長等の求めに応じ、根拠書類を添付すること。

※完了写真については、フロストシーディング施工の場合は、播種直後の写真を添付すること。また、サブソイラ等の施工による耕盤層の破碎の場合は、施工中の農業機械が確認できる写真もあわせて添付すること。

3 技術普及

事業費(円)					補助金
圃場展示 器具	会議・ 研修会	普及資料 作成	その他	計	

(別紙2) 平成〇〇年度草地生産性向上対策事業費 出来高設計書

地区名	
-----	--

農家番号		参加者氏名	
------	--	-------	--

種類	No.	目的

No	目的
1	完全更新
2	簡易更新
3	高収量作物()

圃場番号	
施工面積	ha

※高収量作物は作物名を記載する。

1 調査分析費

区分	分析内容	単価	数量(点)	計
転換前	土壌分析			
	飼料分析			
	堆肥分析			
	概況調査			
	土壌硬度測定			
	小計			
転換後	土壌分析			
	飼料分析			
	概況調査			
	土壌硬度測定			
	小計			
計	土壌分析			
	飼料分析			
	堆肥分析			
	概況調査			
	土壌硬度測定			
	合計			

2 転換施工費

施工区分	使用作業機械名	施工面積 (ha)	単価 (円/ha)	施工費 (円)	消費税 (円)	委託費(円) (消費税込)
合計						

施工区分：除草剤散布、施肥、播種、鎮圧作業等を記載する。

3 資材費

区分	資材区分	名称	単位 (ha・L/袋)	投入量 (袋・kg・L)	投入量 /ha	単価 (円/袋・kg)	資材費内訳 (円)	資材費計 (円)
種子								
	小計							
肥料								
	小計							
土 改 材								
	小計							
そ の 他								
	小計							
合 計								

4 転換事業費計

区 分	事業費(円)
転換施工費 計	
資材費 計	
種子費 計	
肥料費 計	
土改材費計	
その他 計	
合 計	

5 その他添付する資料

- ・ 土壌診断書、施肥設計書（交付申請以降に変更があった場合のみ添付する）
- （・ 土壌硬度測定を行った場合は、土壌硬度測定に係る書類）

(別紙3)

支出証憑書類一覧表

費目	内容	数量	単価	金額	債権者名	納品 月日	請求 月日	支払 月日

(注1) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載すること、又は帳簿の写しを添付すること。

(注2) 書類提出の時点で未払の場合、予定月を記入すること。

別記様式第6号（第13の3関係）

平成〇〇年度草地生産性向上対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった草地生産性向上対策事業について、草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第7号（第18関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地		事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名：								
事業区分	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容
							円	円	円	円	円					
							円									
	合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。